

57. 鋼船規則検査要領P編における改正点の解説 (自動船位保持設備)

1. はじめに

2006年10月3日付達第62号（日本籍船舶用）及び同日付 Notice No.67（外国籍船舶用）により、鋼船規則検査要領P編の一部が改正された。以下、改正された内容について解説する。

2. 改正の背景

自動船位保持設備（DPS）に関する規定は、IMO MSC Circ.645に準拠したもので、DPSをA級、B級及びC級の3つに分類し、それぞれの分類毎にDPSを構成するシステムに関する要求事項をまとめたものである。船舶にどの分類のDPSを備えるかは、基本的に任意であるが、唯一の位置保持設備としてDPSを有する海底資源掘削船にあっては、最も厳しい要件であるC級DPSとすることを原則とする旨、

鋼船規則検査要領P編に規定している。

一方、世界で稼動する海底資源掘削船のデータを調査した結果、主要な機器類（発電機、スラスト、配電盤等）に対してのみ冗長性の確保が要求されるB級DPSを搭載する海底資源掘削船が多数あることが判明した。

そこで、DPSに使用される機器の信頼性の向上及び上記調査結果に基づき、現在の海底資源掘削船の実情に即した規定となるよう鋼船規則検査要領P編の規定を改めることとした。

3. 改正の内容

唯一の位置保持設備として自動船位保持設備を備える海底資源掘削船にあっては、自動船位保持設備を構成する機器類に冗長性を要求されないA級自動船位保持設備は認めない旨の規定とする。

58. 海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領における改正点の解説 (MARPOL 73/78 附属書II)

1. はじめに

2006年10月3日付規則第51号及び達第63号（日本籍船舶用）並びに同日付 Rule No.56及びNotice No.68（外国籍船舶用）により、海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領の一部が改正された。以下にその内容について解説する。

2. 改正の背景

GESAMP（Group of Experts on the Scientific Aspects of Materine Environmental Protection）によるハザードプロファイルの変更により、有害液体物質の汚染分類及びこれを運送する船舶の船型要件の見直しが行われ、この結果に基づくMARPOL 73/78附属書IIの全面改正が、2004年10月開催されたIMO第52回海洋環境保護委員会（MEPC 52）において採択された（Rec.MEPC 118(52)）。本改正は2007年1月1日以降、建造日にかかわらず、すべての有害液体物質ばら積船に対して適用される。そこで、上記条約改正に対応し、海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに同検査要領の一部を改正した。

3. 改正の内容

主な改正内容は以下の通りである。全般的に有害液体物質の排出要件等が強化されている。また、1986年7月1日以降に建造された船舶（新船/IBCコードの適用を受けるもの）とそれより前に建造された船舶（現存船/BCHコードの適用を受けるもの）では、有害液体物質の排出要件について差があったが、今回の改正により、新船に対する排出要件ともども、現存船に対する排出要件も引き上げられ、ストリップング装置等、一部の要件を除き、その差がなくなっている。

- (1) 特定の有害液体物質を運送する液化ガスばら積船について、MARPOL 73/78附属書II第11規則及び12規則の要件に適合しているとみなすための条件を規定した。（規則1編1.1.2-2.）
- (2) 有害液体物質の汚染分類を、5分類（A, B, C, D及びIII）から4分類（X, Y, Z及びOS）に変更した。（規則1編2.1.1(4)）
- (3) 高粘性物質の定義を以下のように改めた。（規則4編1.2.1(7)）